

神奈川県工業教育振興会規約

第一章 名称および事務所

第1条 本会は神奈川県工業教育振興会と称する。

第2条 本会は事務所を常務理事のところにおく。

第二章 目的および事業

第3条 本会は工業教育機関と工業関係機関との緊密な連絡のもとに、工業教育の振興をはかり、神奈川県工業の発展に寄与することをもって目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 工業教育機関と工業関係機関及び関係者との密接なる連絡
2. 工業教育の趣旨普及
3. 工業教育の調査研究
4. 工業教育の施設・設備の充実改善
5. 工業教育関係職員の研修及び助成
6. その他本会の目的達成に必要な事業

第三章 会 員

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同するものをもって構成する。会員は、個人会員、法人または団体会員、学校会員とする。

第四章 役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名	副 会 長	若干名	常務理事	1 名
常任理事	若干名	理 事	若干名	監 事	2 名

第7条 本会の役員は次のとおりとする。

会 長 本会を代表し一切の会務を総括する。
また会議の議長となる。

副 会 長 会長を補佐し、会長事故ある場合代行する。

常務理事 会長を補佐し、会務の処理にあたる。

常任理事 本会の事業を企画立案し運営にあたる。

理 事 理事会を構成し、重要事項を審議する。

監 事 本会の会計を監査する。

第8条 会長、副会長、常務理事、常任理事は理事中から互選し、理事および監事は総会において選出する。役員は任期は2ヶ年とする。

ただし、再任は妨げない。

第9条 本会に顧問若干名を置くことができる。顧問は本会の目的を達成するための諮問に応ずる。

第10条 顧問は理事会において推薦し、会長が委嘱する。

第五章 会 議

第11条 定期総会は毎年一回開く。臨時総会は会長が必要と認めたととき開くことができる。

第12条 常任理事会、理事会は会長が必要と認めたととき開く。

第13条 会議の議決は出席者の多数決による。

第六章 事 務 局

第14条 会務の処理にあたるため本会に事務局を置く。

第15条 事務局に次の職員を置く。

事務局長	1 名	幹 事	若干名
会 計	1 名	庶 務	若干名

第16条 事務局職員の任務は次のとおりとする。

事務局長 事務局を総括する。

幹 事 幹事会を構成し、会務の処理について、企画、立案執行にあたる。

庶 務 本会の庶務を担当する。

会 計 本会の会計を掌る。

第17条 事務局職員は会長が委嘱する。ただし、事務局長は常任理事をもってあてる。

職員は任期は1ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

第七章 会 計

第18条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他をもって充てる。

第19条 会員は次に定める会費を負担し、年度当初に納入する。

個人会員 1 口 2,000円 1口以上

法人または 1 口 10,000円 2口以上

団 体 会 員

学 校 会 員 全日制 生徒1人につき 20円

定時制 生徒1人につき 5円

第20条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

第八章 附 則

第21条 本会の規約を改正するには、総会の議決を経なければならない。

平成14年5月に一部改正し、平成14年度より実施する。

平成21年6月に一部改正し、平成21年度より実施する。

平成23年6月に一部改正し、平成23年度より実施する。